

国民健康保険・ 後期高齢者医療制度 のお知らせ



☎ 町民課 国保年金係 ☎ (83)1225

●資格確認書などの送付

健康保険証は令和6年12月2日より新規発行が終了しました。8月1日からお使いいただく資格確認書などにつきましては、次のとおり7月中に送付します。

国民健康保険の加入者

●マイナ保険証をお持ちの方 ▶ 資格情報のお知らせ (A4用紙)

●マイナ保険証をお持ちでない方 ▶ 資格確認書 (さくら色)

※いずれも世帯主宛てに送付します

なお、今回の更新から、記載事項に変更のない方の有効期限は2年(令和9年7月31日まで)になりました。

また、就職や扶養認定により、社会保険などに加入した場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。資格喪失手続きは会社などでは行いませんので、ご注意ください。

後期高齢者医療制度(75歳以上)の加入者

今回の更新では、マイナ保険証の有無にかかわらず、**全員**に「資格確認書」(だいだい色)を交付します。7月中に送付しますので、8月1日以降はマイナ保険証か資格確認書いずれかで医療機関などを受診してください。

マイナ保険証



健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードが、マイナ保険証です。利用登録は、医療機関などの顔認証付きカードリーダーなどで簡単にできます。

資格情報のお知らせ



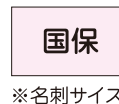
※A4サイズ

国保加入者でマイナ保険証をお持ちの方に、申請によらず交付される書類です。マイナ保険証で受け付けができないときに、マイナンバーカードとセットで、ご提示ください。

資格確認書



※はがきサイズ



※名刺サイズ

マイナ保険証をお持ちでない方などに、申請によらず交付されます。こちらを提示することで、紙の保険証と同じように一定の窓口負担で受診できます。